

令和8年6月4日
公益財団法人 核物質管理センター

防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき六ヶ所保障措置センターで実施した防災訓練の実施結果をとりまとめ、令和8年4月30日に原子力規制委員会に報告しました。原災法に基づきその要旨を添付資料のとおり公表いたします。

添付資料：「六ヶ所保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以上

「六ヶ所保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

令和8年6月4日
公益財団法人 核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター

防災訓練実施結果を、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項に基づき原子力規制委員会に報告しましたので、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 訓練計画概要

(1) 訓練の目的

本訓練は、「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画 第2章第5節2. 防災訓練」に基づき、原子力災害に対する緊急時対応能力の習熟・向上を図ることを目的とする。

2. 訓練実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

令和7年11月11日（火） 14時00分～16時30分（反省会含む）

(2) 対象施設

- 1) 緊急時対策所（六ヶ所保障措置センター内）
- 2) 六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所（日本原燃(株)再処理施設内）（発災現場）

3. 訓練想定

六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所内で保障措置検査試料の分析作業中に青森県六ヶ所村で震度6弱の地震が発生する（日本原燃(株)再処理施設と同時発災）。地震により中放射性グローブボックスの内外排気フィルタが損傷し、施設外部へ放射性物質の放出を想定した。また、管理区域内で液体漏えいの発生、負傷者の発生を想定した。

4. 訓練の項目

総合訓練

5. 訓練の内容

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 事故状況の把握訓練
- (3) 応急復旧対策の計画策定及び実施訓練
- (4) 汚染拡大防止訓練
- (5) 被災者に対する措置訓練
- (6) 原子力規制庁緊急時対応センターとの連携訓練
- (7) 広報活動訓練
- (8) 日本原燃(株)再処理事業部との連携訓練

6. 防災訓練の結果に対する評価

原子力災害発生時における対処計画を定めた要領書に基づき訓練を実施し、概ね計画通り対処できたが、訓練結果を評価したところ原子力防災組織が有効に機能するために必要な対応能力について問題点が顕在化した。

5. 訓練の内容に示す各項目の結果に対する評価は以下のとおりであり、文中の[改善点(番号)]は「7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点」の番号を示す。

(1) 通報連絡訓練

- 1) 連絡調整班は、原子力防災組織活動要領(以下、「活動要領」という。)に基づき、「警戒事態該当事象発生連絡」、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」、「特定事象発生通報」、「応急措置の概要」を、記載漏れ、誤記等がなく作成できたことから通報文の作成に係る対応は有効に機能していると評価する。
- 2) 連絡調整班は、活動要領に基づき、「警戒事態該当事象発生連絡」、「特定事象発生通報」を作成し、緊急時対策所長を含めた関係者による記載内容等の確認を経て、「警戒事態該当事象発生連絡」は警戒事態該当事象の判断から11分後(目標:15分以内)、「特定事象発生通報」は施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の判断から7分後(目標:15分以内)に関係機関へFAXで通報連絡できた。また、発生事象の経過連絡として「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」、「応急措置の概要」を概ね30分以内に作成し、関係機関へFAXで通報連絡できたことから通報連絡に係る対応は有効に機能していると評価する。

(2) 事故状況の把握訓練

- 1) 放射線管理班、拡大防止班及び復旧班は、活動要領に基づき、六ヶ所保障措置分析所の発災情報を並行して収集し、発災場所及び発災状況

等は図面等を活用して整理できた。また、整理した情報を速やかに緊急時対策所で共有するとともに、その情報を基に戦略立案ができたことから、情報収集及び情報整理に係る対応は有効に機能していると評価する。

- 2) ホットライン担当者は、活動要領に基づき、ホットライン（Web 会議）を介して日本原燃（株）再処理施設の情報を適宜入手できたことから、ホットライン（Web 会議）を活用した情報共有は有効に機能していると評価する。

(3) 応急復旧対策の計画策定及び実施訓練

- 1) 復旧班及び放射線管理班は、緊急時対策所長の指示を受けて、異常時対応に関する手順に基づき、発生事象に対する応急復旧対策を立案できたことから、応急復旧対策の計画策定に係る対応は有効に機能していると評価する。
- 2) 拡大防止班は、緊急時対策所長の指示により、漏えいした液体の原因調査及び除去を実施し、その結果を適時報告できたことから、応急復旧対策の実施に係る対応は有効に機能していると評価する。
- 3) 復旧班は、緊急時対策所長の指示により、放出停止に対する応急復旧対策を実施し、その結果を緊急時対策所に適時報告できたことから、応急復旧対策の実施に係る対応は有効に機能していると評価する。
- 4) 放射線管理班は、緊急時対策所長の指示により、排気ダストモニタの系統切替を実施し、その結果を適時報告できたことから、応急復旧対策の実施に係る対応は有効に機能していると評価する。

(4) 汚染拡大防止訓練

- 1) 現場対応要員は、異常時対応に関する手順に基づき、地震発生後に適切な放射線防護装備を装着し、発災現場の点検を実施できた。また、対策本部から指示を受けて到着した応援要員と発災現場の点検を実施するとともに、対策本部からの指示のもと、応急復旧に対する活動を実施することができたことから、異常事象発生に係る初動対応及び応急復旧対応は有効に機能していると評価する。
ただし、対策本部から指示を受けて到着した応援要員に対して対策本部から現場状況や放射線防護装備の指示がなく、また応援要員から対策本部へも確認がなかったことから、発災後から活動する現場対応要員と合流時の放射線防護装備に齟齬が生じた。[改善点（7. No. 1）]

- 2) 放射線管理班は、異常時対応に関する手順に基づき、液体の漏えいに対する応急復旧対策実施時の放射線防護装備を選定し、対策本部内で共有できたことから、放射線防護装備の選定に係る対応は有効に機能していると評価する。
- 3) 拡大防止班は、放射線管理班が選定した放射線防護装備を適切に着装して応急復旧対策が実施できたことから、汚染拡大防止に係る対応は有効に機能していると評価する。

(5) 被災者に対する措置訓練

- 1) 復旧班及び放射線管理班は、活動要領に基づき、負傷者の状況確認が実施できた。また、日本原燃燃緊急医療チームへ連絡し、負傷状況の伝達及び負傷者の引渡し場所を調整できたことから、負傷者発生に係る初動対応は有効に機能していると評価する。
- 2) 復旧班及び放射線管理班は、活動要領に基づき、負傷者の状態に応じた搬送法により引渡し場所まで搬送できた。また、日本原燃燃社員へ負傷者を引き渡し、負傷者の状況を伝達できたことから、負傷者に対する措置は有効に機能していると評価する。

(6) 原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）との連携訓練

- 1) ERC 対応班は、活動要領に基づき、発生事象、EAL 判断の根拠、発生事象に対する応急措置等に関する情報を適宜収集できたことから、情報収集に係る対応は有効に機能していると評価する。
- 2) ERC 対応者は、活動要領に基づき、ERC 対応班が収集した情報を ERC プラント班へ ERC 書架資料及び FAX 等を用いて説明できたことから、ERC プラント班への情報共有に係る対応は概ね有効に機能していると評価する。

ただし、中放射性グローブボックス内外排気フィルタ破損に伴う放射性物質の放出により、六ヶ所保障措置分析所の排気ダストモニタの指示値に上昇が確認されたが、ERC プラント班への指示値情報の伝達が遅れた。[改善点 (7. No. 2)]

- 3) リエゾン対応者は、ERC 対応班と携帯電話によるホットラインを確立し、対策本部から収集した情報をもとに、ERC プラント班に対して補足説明することで適切に伝達できたことからリエゾン対応は有効に機能していると評価する。
- 4) 会議対応者は、10 条確認会議及び 15 条認定会議において、六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画の通報基準及び活動要領に基づき、発生事象の概要、EAL 判断根拠の説明、事故収束に向けた

戦略等の説明を適切かつ簡潔に説明できたことから 10 条確認会議及び 15 条認定会議に係る対応は有効に機能していると評価する。

(7) 広報活動訓練

- 1) 広報班は、活動要領に基づき、施設の状況及び発生事象を整理し、周辺環境への影響を評価してプレス発表文を作成できた。また、作成したプレス発表文は、緊急時対策所長を含めた関係者で確認後、ERC 広報班へ FAX 送信できたことから、広報活動は有効に機能していると評価する。

(8) 日本原燃(株)再処理事業部との連携訓練

- 1) 連絡調整班は、活動要領に基づき、速やかに日本原燃(株)再処理事業部緊急時対策所とホットライン（Web 会議）を接続できた。また、緊急時対策所長は、活動要領及び日本原燃(株)との情報フローに基づき、日本原燃(株)再処理事業部緊急時対策所へ連絡要員 2 名を派遣できたことから、日本原燃(株)との連携に係る初動対応は有効に機能していると評価する。
- 2) ホットライン担当者は、活動要領及び日本原燃(株)との情報フローに基づき、六ヶ所保障措置分析所の状況を日本原燃(株)再処理事業部緊急時対策所及び連絡要員と情報共有できた。また、連絡要員は図面等を活用して正確な情報を日本原燃(株)再処理事業部緊急時対策所へ伝達できたことから、情報共有に係る活動は有効に機能していると評価する。
- 3) ホットライン担当者及び連絡要員は、活動要領及び情報フローに基づき、六ヶ所保障措置分析所の活動に必要な情報を入手し、その情報を緊急時対策所と共有できたことから、情報収集に係る活動は有効に機能していると評価する。
- 4) ホットライン担当者は、緊急時対策所長の指示を受けて、六ヶ所保障措置分析所で発生した負傷者の搬送について、要請内容を明確にして日本原燃(株)へ要請できたことから、日本原燃(株)との連携は有効に機能していると評価する。
- 5) 緊急時対策所長は、日本原燃(株)再処理事業部で施設敷地緊急事態、全面緊急事態が発生したため、近隣施設で原子力災害発生時の活動要領に基づき、日本原燃(株)再処理事業部緊急時対策所から入手した情報をもとに、緊急時対策所及び活動要員への影響を確認できたことから、近隣施設で原子力災害発生時の活動要領に基づく対応は有効に機能していると評価する。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の総合訓練において抽出した改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
1	<p>問題点： 発災後から活動する現場対応要員は放射線防護装備を着装していたものの、対策本部から指示を受けて到着した応援要員は放射線防護装備を着装していなかった。</p> <p>課題： 応援要員は、現場の状況を把握し、適切な放射線防護装備を着装できること。</p> <p>原因： ① 対策本部から応援要員に対して現場状況の伝達や放射線防護装備の指示がなかった。また、応援要員から対策本部へ発災現場の状況、放射線防護装備の確認がなかった。 ② 異常事象発生時の初動対応に係るルールについて理解が十分ではなかった。</p> <p>対策： ① 対策本部と応援要員間で現場状況や放射線防護装備についての情報伝達や防護装備に関する知識を再教育し、個別訓練で習熟を図る。 ② 異常事象発生時の初動対応に係る手順を再教育し、個別訓練で習熟を図る。</p>
2	<p>問題点： 排気ダストモニタの指示値上昇が発生したが、ERCプラント班への情報伝達が遅れた。</p> <p>課題： 排気ダストモニタの指示値上昇を確認したときは、モニタリングポストの指示値情報を含めて直ちにERCプラント班へ情報を伝達できること。</p> <p>原因： ① 排気ダストモニタの指示値上昇が発生したときにERCプラント班へ直ちに情報伝達することが明確でなかった。 ② 他事業者が発話中の状況において割り込み報告することを躊躇した。</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
	<p>対策：</p> <p>① 排気ダストモニタの指示値上昇は特定事象に発展する可能性がある重要な情報であることから、その情報を直ちに伝達すること、継続的に伝達することを手順に明記するとともに、周知徹底を図る。</p> <p>② 排気ダストモニタの指示値上昇を確認したときは、他事業者が発話中の状況においても直ちに情報伝達できるよう割り込み報告する方法を検討する。</p>

8. 総括

令和7年度の原子力防災訓練は、日本原燃(株)と同時発災を想定し、相互の情報共有を含めた連携が適切に実施できること、前年度の課題が改善されていることを確認した。その結果、緊急時対策所と現場対応班の情報伝達、ERC対応班の情報伝達において改善すべき事項がそれぞれ1件確認されたものの、原子力災害に対する緊急時対応能力の維持・向上は概ね図られているものと評価する。

今回の訓練結果をもとにPDCAを回すことにより、日本原燃(株)との情報共有体制の継続的な改善及び防災体制の継続的な改善を図るものとする。

以上